

広報とやま 令和元年(2019年)9月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

パソコン画面に偽の警告を表示して消費者を不安にさせ、対策ソフトやサポート契約を勧める手口が増えています。

事例

パソコンでインターネットを使用していたら、突然大きな警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて、表示されている電話番号に連絡すると、パソコンウイルスに感染しているので対策ソフトを購入するように勧められた。申し込んでしまったが、不要なソフトだと判明したので解約したい。



【アドバイス】

- 警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポートなどの契約をしないようにしましょう。
- 解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースが見られます。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

【相談受付時間】 (土) (日) (祝) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始およびCiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047